

国民年金加入者・年金受給者の皆さんへ

確定申告には『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』 や『公的年金等の源泉徴収票』が必要です

国民年金加入者の皆さんへ

『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』
納めた国民年金保険料は、全額が所得税・市県民税等の社会保険料控除の対象になります。確定申告のときには、社会保険庁から昨年11月上旬(一部の人は2月上旬)に送付された『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が必要です。

控除証明書の内容や再交付の問い合わせ先
控除証明書専用ダイヤル 電話 0570-00-9911
(IP電話・PHSからは) **電話 045-326-1840**
平日9:00～17:00受付 3月14日(金)まで設置

年金受給者の皆さんへ

『公的年金等の源泉徴収票』
年金受給者が確定申告するときには、社会保険庁から1月中旬に送付された『公的年金等の源泉徴収票』が必要です。

源泉徴収票の内容や再交付の問い合わせ先
ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165
(IP電話・PHSからは) **電話 03-6700-1165**

平日8:30～17:15受付
*0570からはじまる電話(ナビダイヤル)は、全国どこからでも市内通話料金で利用できます。

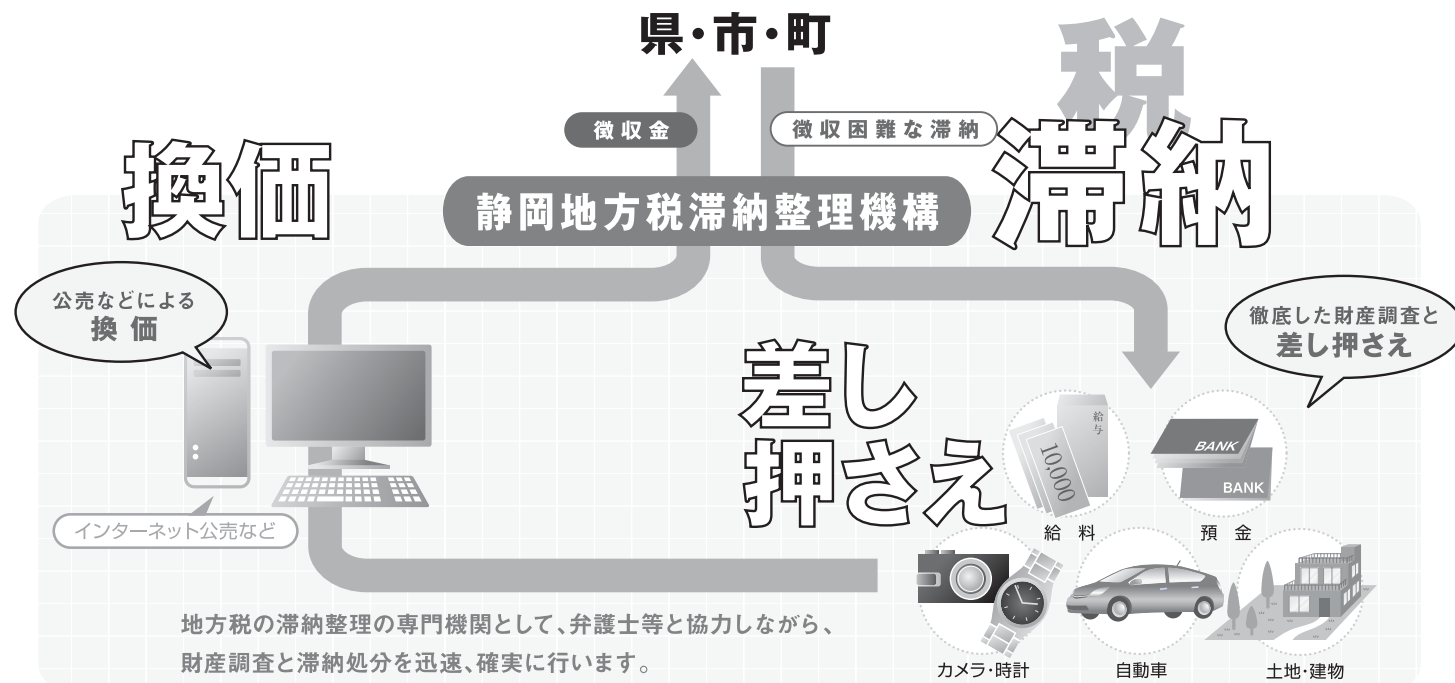
問合せ 三島社会保険事務所 電話 055 973 1444

平成20年4月業務開始!

静岡地方税滞納整理機構

静岡地方税滞納整理機構は、県と県内すべての市町が協力し、地方税の徴収困難な滞納を共同して専門的に処理する広域連合です。

きちんと納税している皆さんの立場に立ってしっかり徴収し、税の公平性を確保します。



静岡地方税滞納整理機構 ●詳しくはホームページで→ [静岡 きちんと納税](#) 検索
問合せ 静岡地方税滞納整理機構事務局(県庁税務室) 電話 054 221 2966

所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人へ

市県民税の住宅借入金等特別控除

所得税から控除しきれなかった分は市県民税(所得割)から控除

税源移譲で所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。平成11年～18年までに入居し、この控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税(所得割)から控除できます。

今年の申告期限は3月17日(月)

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、3月17日(月)までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ『市町村民税道府県民税住宅借入金等特別控除申告書』を提出してください。なお平成20年度以降、市県民税の住宅借入金等特別控除の適用を受けるには、毎年申告が必要になります。



申告書の提出方法

所得税の確定申告をしない人 → 源泉徴収票を添付して市役所税務課窓口へ提出

所得税の確定申告をする人 → 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

*市役所の確定申告会場でも提出できます。

申告書の様式は、市役所税務課窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
伊豆の国市ホームページ《 [くらし税金\(税の申請書\)](#) 住民税(個人) 》

問合せ 税務課 電話 055 948 2918

介護保険の要介護認定者の皆さんへ

障害者控除とおむつ購入代の医療費控除

障害者控除

自分または扶養している人が65歳以上で介護保険の要介護認定者の場合には、『障害者控除対象者認定書』の交付により、所得税・市県民税の障害者控除を受けることができます(要介護認定を受けている人でも心身の状態等により認定できない場合があります。また、要支援1・2の人は対象外)。

障害の程度と控除額

要介護認定の状況により障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。障害の認定は平成19年12月31日現在の要介護認定状況によりますが、対象者が年内に亡くなっている場合には死亡時の状況によります。

控除の種類	所得控除額	
	所得税	市県民税
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

控除を受けるには

市役所に認定書の交付申請をして『障害者控除対象者認定書』の交付を受け、確定申告でその認定書を提示して控除を受けます。なお、交付申請には印鑑を持参してください。

申込み先 大仁庁舎内高齢者支援課
伊豆長岡庁舎市民サービス課
菟山支所市民サービス課

*認定書の発行は3月17日(月)までです(期間外については、大仁支所内高齢者支援課のみでの発行となります)。

おむつにかかる費用の医療費控除

要介護認定者でおむつ購入代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、医師が発行した『おむつ使用証明書』が無くても、市で交付する『主治医意見書の内容を確認した書類』で医療費控除の対象と認められます。

対象者

おむつ購入代についての医療費控除の申請が2年目以降で、要介護認定者本人または扶養している人。確定申告を初めて受ける人は、医師の発行する『おむつ使用証明書』でなければ、控除を受けられないのでご注意ください。

控除を受けるには

申請をして交付された『主治医意見書の内容を確認した書類』を、確定申告のときにおむつの領収書と一緒に提出してください。なお、交付申請の際には、印鑑を持参してください。介護認定されたときの主治医意見書の記載内容により認定書を交付できないことがありますので、希望者は事前に高齢者支援課までお問い合わせください。

『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付場所

書類の交付については、認定時の主治医意見書の確認が必要なため、大仁庁舎内高齢者支援課のみでの受付となります(伊豆長岡庁舎・菟山庁舎での受付・交付はできません)。

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8009